

3 保育園利用方法

1) 保育園利用条件

勤務に係る時間及び勤務がお休みの時間でも利用はできます。

※勤務がお休みの場合は一時預かり扱いとなります。

利用できない場合もありますのでご相談ください。



2) 保育園利用方法

＜事前登録及び個人面談について＞

- ① 基本保育の場合、上記手続きが必要なため、遅くとも入園希望月の1ヶ月前には資料の請求・資料の提出・ご相談願います。
- ② 三者面談を行いますので、保護者・お子さまと園へお越しください。調整させていただきます。
- ③ 「保育園利用契約書」を作成しますので2部記入の上保育園へ提出してください。理事長の押印した1部をお返しいたします。

	必要書類	内容
①	保護者両方の「就労証明書」の提出・支給認定申請書の提出	両親共企業等で働いている場合
②	「就労証明書」「申立書」の提出・支給認定申請書の提出	求職活動中、産前産後等の場合、別途確認書類が必要です。
③	「保育園利用契約書」	保育支給認定が出来た段階で、保育園利用契約書を交わします。 ※期間は4月から3月までの年度で1年に毎年契約書を交わします。
④	「三者面談の実施」 保護者様・お子さま・保育士で面談を行います。	園のしおりを基に以下の項目を説明します。 ・重要事項の説明 ・保育内容 ・準備する物・ならし保育について ・アレルギー-疾患生活管理指導票・児童票等の記入依頼 ※母子手帳の写し(入園日の6カ月以内の乳児検診の写し又は、健康診断書が必要です)

- 登録には、予防接種を接種していること、また、その他任意接種の予防接種についても必要な年齢で接種していることが望ましいです（主任面談時に伝えてください）
- 慣らし保育の日時・期間については、面談時にご相談ください。

<利用方法：登録後>

入園日は毎月1日を原則としますが、仕事の都合等や育休復帰により月の途中開始も可能です。

- 毎月「20日」までに翌月の利用予定を保育園まで提出ください。
- 保育日の変更や、急な一時保育が必要な場合、原則3日前までに保育園にご連絡をおねがいします。

※当日の受け入れについては、ご希望に添えないことがありますことをご理解ください。

- その他、仕事の都合上、お預けの予定時間を過ぎる場合は保育園にご連絡ください。
- 保育園を休園1カ月以上、または退園する場合は、休園届、退園届を提出してください。

		職員枠			共同利用枠			地域枠		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
通常	7:30~18:30	20,000円	20,000円	20,000円	25,000円	20,000円	20,000円	30,000円	25,000円	25,000円
延長	18:30~20:00	250円/30分								

<保育料徴収に関して>

- 基本保育料はリコーリース(株)が口座引き落としにより徴収させていただきます。
口座引き落としは翌月の20日引き落としになります。
(延長保育料、一時預かり保育料も上記同様の口座引き落としとなります)
- その他、保育教材費に関しては現金で徴収させていただきます。

3) 給食・おやつ

給食・おやつは園で用意致します。

<お弁当の日>

毎月、お弁当の日を設けています。

日程については園だより、掲示ボードにてお知らせいたします。

準備物：お弁当・食具（フォーク・スプーン）



<アレルギー>

食物アレルギーのあるお子様に関しては、個人面談の際に詳細をお聞かせ願います。個別に相談をさせていただきます。

(※必ず医師による、「アレルギー疾患生活管理指導票」を提出してください。)

4) 健康管理

<内科健診・歯科検診>

内科健診は年2回(5月・11月)保育園にて実施。歯科健診年2回(6月・11月)保育園にて実施。

結果(写し)は保育園で保管させていただきます。

<身体測定>

月1回、保育園にて身長・体重の計測をおこないます。

<予防接種>

予防接種を受けた場合は結果を保育園にお知らせください。

(予防接種を受けた当日の登園はご遠慮ください)

尚、お子様の様子に何かあれば、お知らせすることもあります。

5) 発熱時・疾病時・疾病後のお預かりについて

- 基本、保育でのお預かりは、お子さまの健康状態が良好であることが原則です。
- 原則、37.5度以上の熱があった場合は、お預かりできません。
- 保育中37.5度以上になった場合や体調が良くない場合には、保護者の方にご連絡いたします。速やかなお迎えのご協力をお願いします。
- **与薬は医療行為にあたります。処方の内容によっては考慮させていただきますのでご了承ください。**
- 市販薬のお預かりは出来かねますので、ご了承ください。
- 家庭で薬(坐薬・咳テープ剤を含む)を使用した場合はお知らせください。
- 感染症については、「感染症の登園基準一覧表」をご覧ください。
登園基準を満たしてからの登園にご協力をお願いします。
- 再登園の際に提出いただく書類は以下の通りです。
 - ★登園許可証明書(医師による意見書)
 - ★登園届
 - ★インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に関する報告書
(保護者様が医師の指示に基づいて記入していただく証明書及び報告書)
- 発熱した場合は解熱後24時間経過してからの登園のご協力をお願いします。